

すかがわ統計月報 2年7月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和2年6月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.29倍(対前年同月比0.42ポイント減、対前月比0.42ポイント減)

6月の新たな求職申込みは455件、求人申込みは585人分でした。

これは、1件の求職申込みに対し1.29人分の求人が申込みされたこととなります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

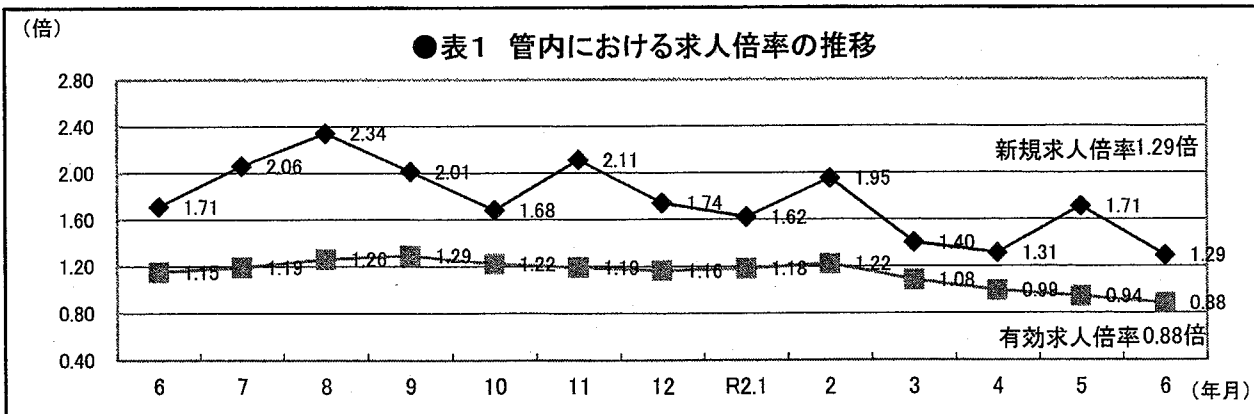
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.88倍(対前年同月比0.27ポイント減、対前月比0.06ポイント減)

5月から引き続き求職している方と6月に新たに求職申込みした方の合計が1,946人であったのに対し、5月から繰り越された求人と6月に新たに申込みされた求人の合計は1,717人でした。これは、1人の求職者に対し0.88人分の求人となります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

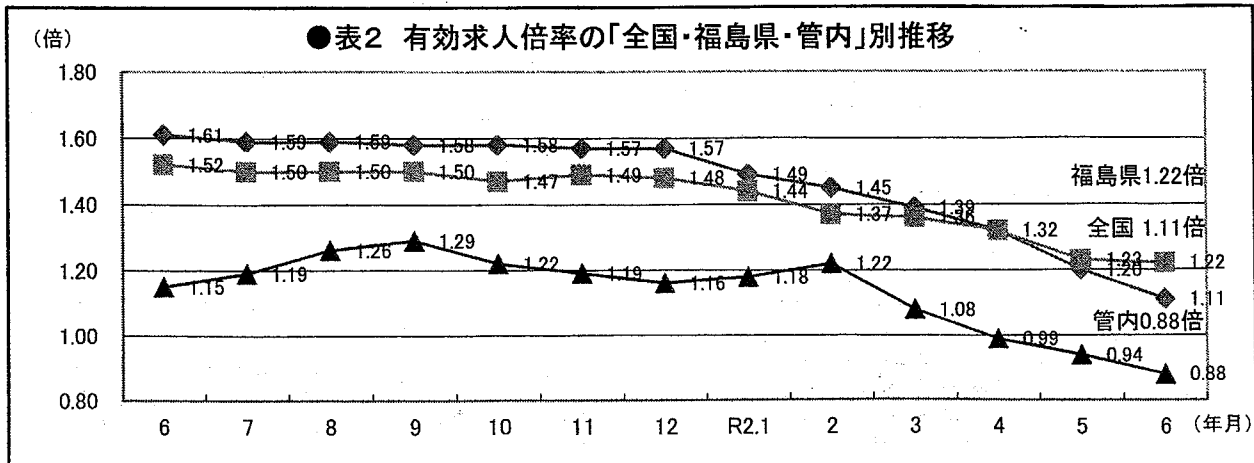


■有効求人倍率 【全国】1.11倍(対前年同月比0.5ポイント減、対前月比0.09ポイント減)

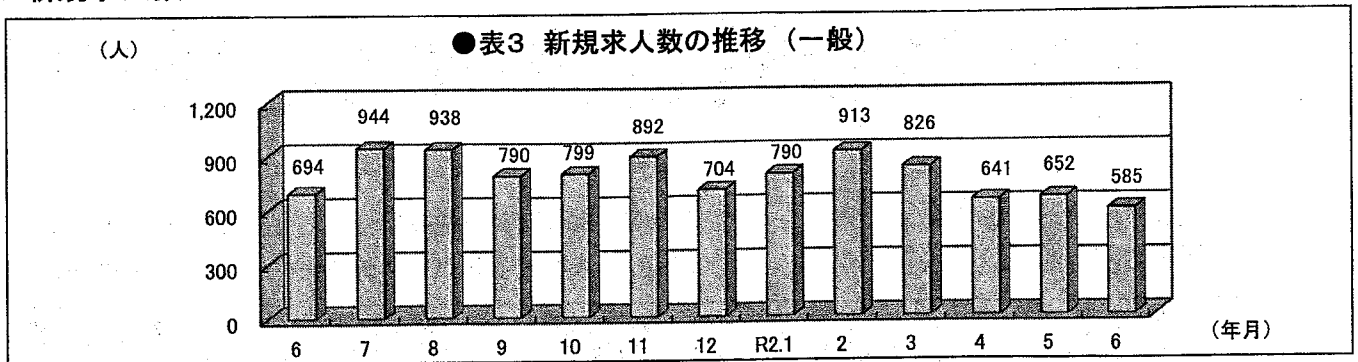
【福島県】1.22倍(対前年同月比0.3ポイント減、対前月比0.01ポイント減)

【管内】0.88倍(対前年同月比0.27ポイント減、対前月比0.06ポイント減)

※なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



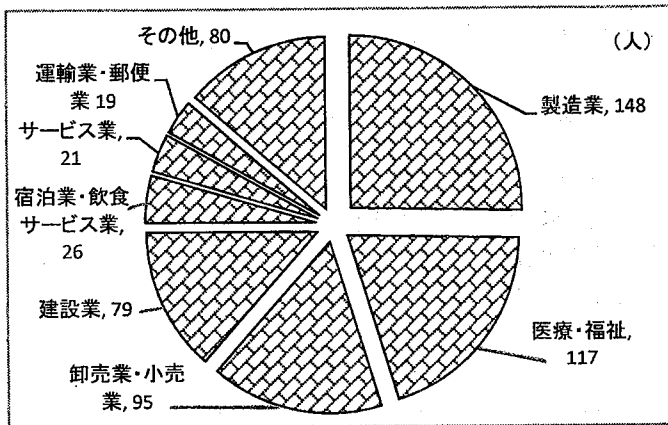
■新規求人数 585人(対前年同月比15.7%減、対前月比10.3%減)(表3)



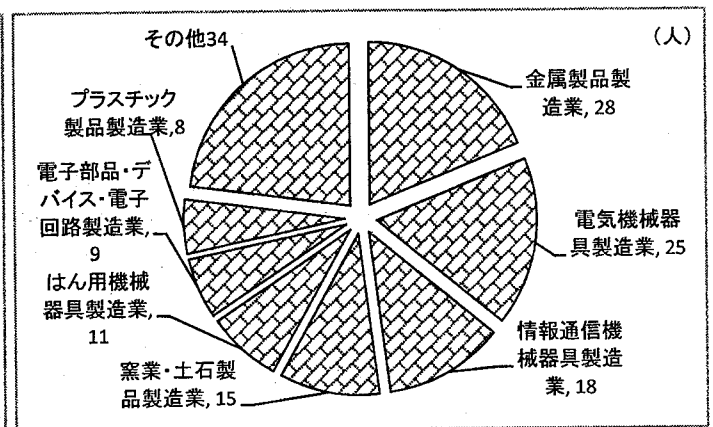
6月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が148人と最も多く、全体の25.3%を占めており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は金属製品製造業が28人と最も多く、製造業全体の18.9%を占めており、次いで、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、窯業・土石製品製造業となっています。(表5)

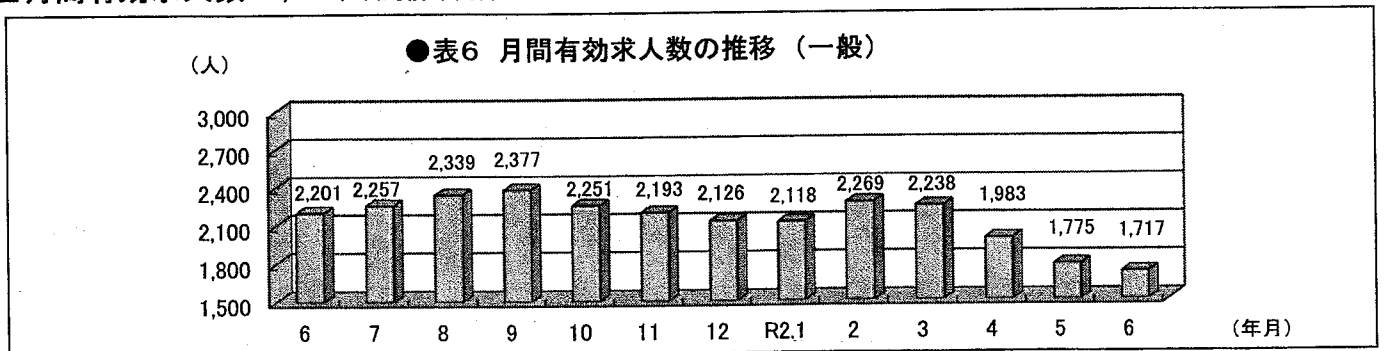
●表4 新規求人数の産業別内訳(6月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(6月)

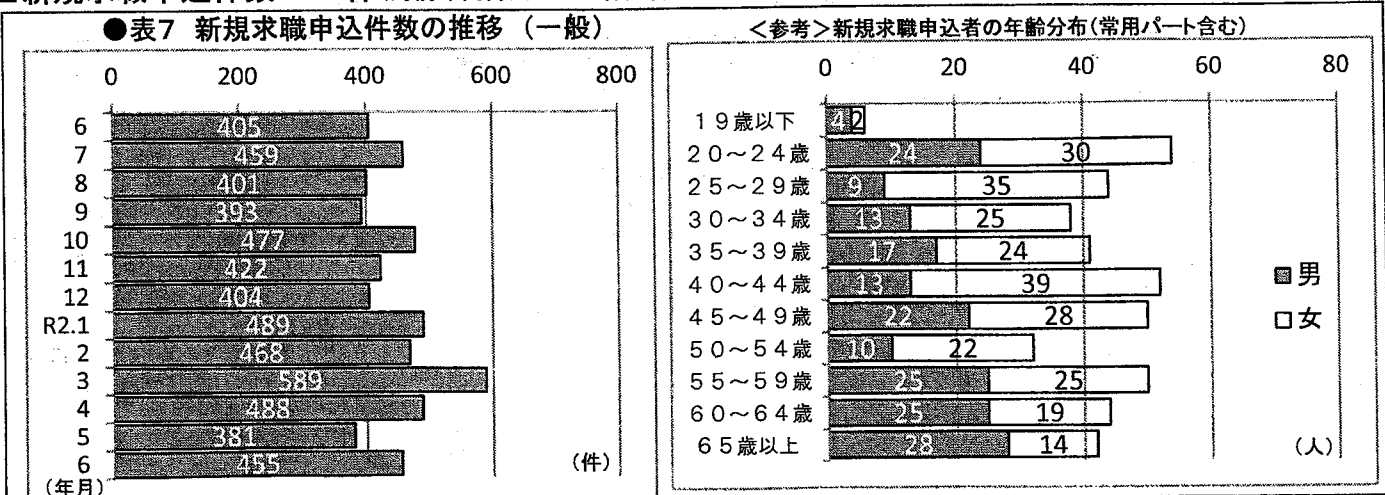


■月間有効求人数 1,717人(対前年同月比22.0%減、対前月比3.3%減)(表6)

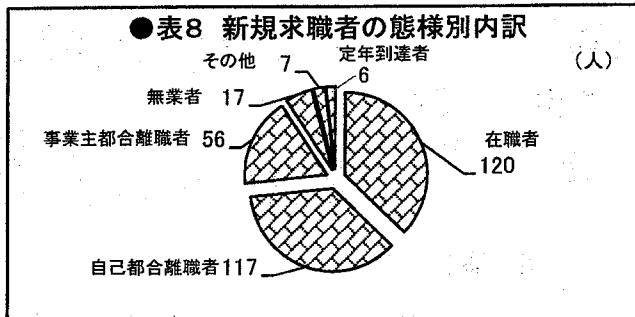


求職

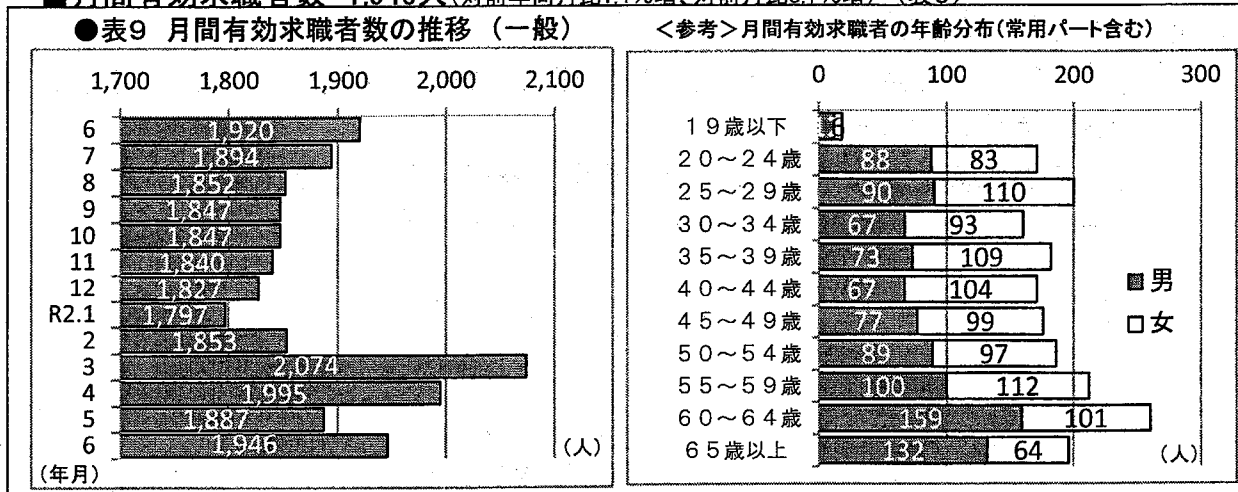
■新規求職申込件数 455件(対前年同月比12.3%増、対前月比19.4%増)(表7)



6月の新規求職申込件数323件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が120人と最も多く、全体の37.2%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比36.2%)、事業主都合離職者(同17.3%)、無業者(同5.3%)、その他(同2.2%)となっています。(表8)



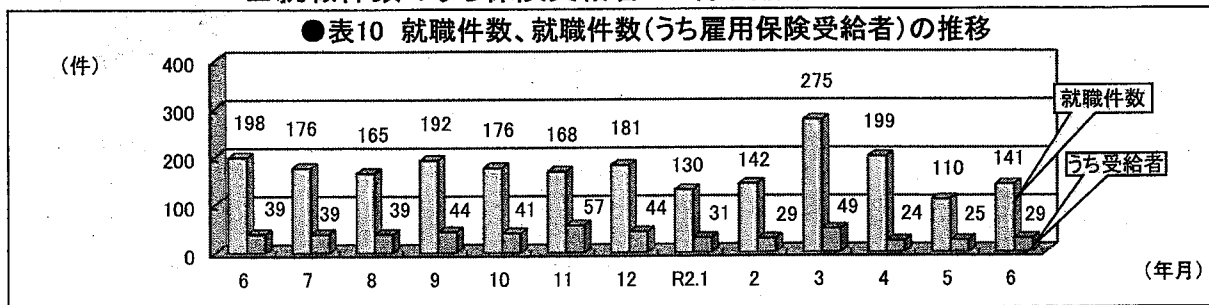
■月間有効求職者数 1,946人(対前年同月比1.4%増、対前月比3.1%増)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

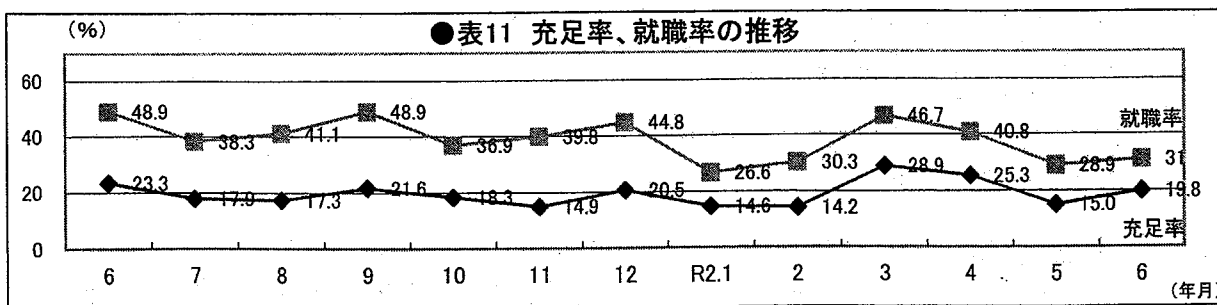
■就職件数 141件(対前年同月比28.8%減、対前月比28.2%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 29件(対前年同月比25.6%減、対前月比16%増)(表10)



充足率、就職率

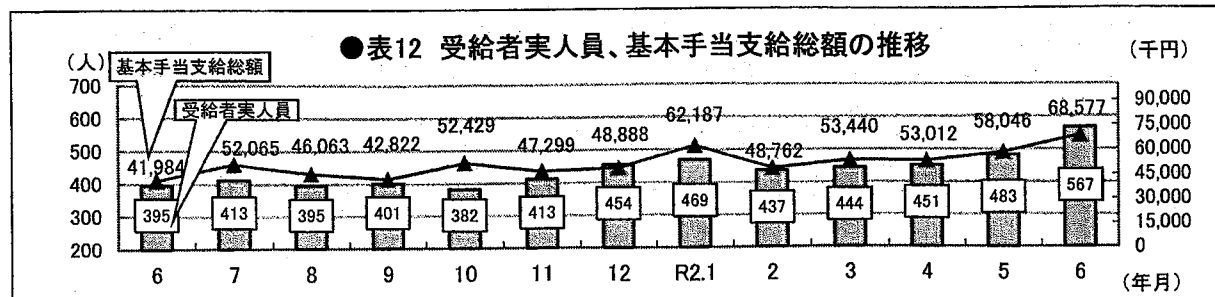
■充足率 19.8%(対前年同月比3.5ポイント減、対前月比4.8ポイント増)
 ■就職率 31.0%(対前年同月比17.9ポイント減、対前月比2.1ポイント増)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 567人(対前年同月比43.5%増、対前月比17.4%増)
 ■雇用保険基本手当支給総額 68,577千円(対前年同月比63.3%増、対前月比18.1%増)(表12)



労働者・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

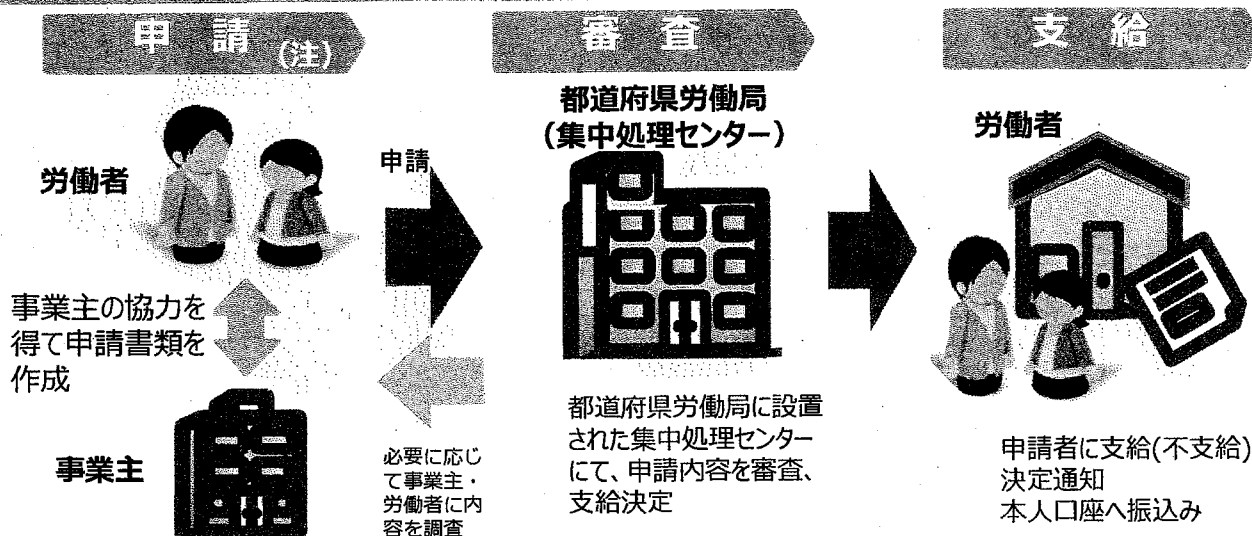
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求め、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局